

潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日

告示第 76 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内企業等の人材育成及び経済的負担の軽減並びに女性の雇用の安定及び管理職登用の促進に資するため、市内在住の女性従業員が資格を取得するために要する費用を負担している企業に対し、その費用の一部を助成することにより、もって女性の社会進出及びキャリアアップを推進し、地域経済を支える地元企業等の技術力及び経営力の強化並びに地域社会を担う企業人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 市内に所在し、物の生産、サービスの提供等が継続的に行われている場所をいう。
- (2) 事業者 事業所で 1 年以上事業を営んでいる法人又は産業分類における第 2 次産業又は第 3 次産業のいずれかに該当し、かつ、事業所で 1 年以上事業を営んでいる個人事業主をいう。
- (3) 従業員 事業所に勤務している女性の正規雇用者、非正規雇用者等の雇用保険被保険者であって、市内に住所を有するものをいう。

(助成金の交付要件)

第 3 条 事業者は、その雇用する従業員に次条に規定する対象資格を取得させ、その経費のうち第 5 条に規定する対象経費の全額を負担したときは、申請により、潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、助成金を交付しない。

- (1) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行

う者又は行おうとする者

- (3) 暴力団等の反社会的勢力である者又は反社会的勢力と関係を有している者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 法人又は個人事業主として行う事業に係る市県民税、固定資産税、軽自動車税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者

(対象資格)

第4条 助成金の交付の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、別表に掲げる資格その他申請者の業種等を考慮し市長が適当と認めるものとする。ただし、小型特殊自動車免許、普通自動車免許（第一種）、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、雇用する従業員に対象資格を取得させるために事業者がその全額を負担した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、従業員が対象資格を取得した日の前日から起算して12月前までに係るものとする。

- (1) 研修等の受講料（教材費を含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

2 前項の規定にかかわらず、対象資格の更新に係る経費については、対象経費と認めない。

(申請回数等)

第6条 事業者は、同一年度内につき、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数を上限として助成金の交付を申請することができる。

- (1) 従業員数が30人未満の事業所 3人まで
- (2) 従業員数が30人以上50人未満の事業所 4人まで
- (3) 従業員数が50人以上の事業所 5人まで

2 同一年度内においては、同一の従業員につき1資格に限り申請できるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端

数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 従業員につき 8 万円を上限とする。

（交付申請）

第 8 条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、その雇用する従業員が資格を取得した日から起算して 3 月以内に潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 資格取得内容内訳書（様式第 2 号）
- （2） 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては住民票抄本の写し
- （3） 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- （4） 市税等滞納有無調査承諾書（様式第 3 号）
- （5） 従業員に対象資格を取得させるために事業者がその全額を負担したことがわかる書類の写し
- （6） 資格取得に要した経費の領収書の写し
- （7） 合格証明書等の写し
- （8） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成金交付の可否を決定し、潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知の特例）

第 10 条 第 8 条に規定する交付申請をもって、実績報告があったものとみなす。

2 前条に規定する交付決定通知をもって、確定通知をしたものとみなす。

（交付請求）

第 11 条 第 9 条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに請求書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

（返還）

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 89 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。